

別 記

第 1 号様式（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

社会体育施設使用許可申請書

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

南房総市教育委員会

宛

申請者 住所又は所在地 南房総市岩糸 2 4 8 9
団体名 南房総市〇〇〇〇〇部
氏名又は代表者名 南総 太郎
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

日中確実に連絡が取れる
電話番号を記入してくだ
さい

次のとおり使用の許可を申請します。

コート 2 面とれる施設
については、全面か半面
を記入してください

施設名	〇〇〇体育館
使用場所	アリーナ (全面・半面)
使用年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
使用時間	〇〇時〇〇分 から 〇〇時〇〇分 まで
使用目的	〇〇〇〇〇〇〇練習のため
使用人員	〇〇 人
使用設備	〇〇〇〇〇 (ネット・支柱・得点板など)
使用料	円
備考	※上記欄以外に記入できない場合やその他記載事項がある場合はこちらをご利用ください。

社会体育施設使用許可（不許可）通知書

南教生指令第 号
年 月 日

- 1 上記のとおり使用を許可します。
- 2 次の理由により使用を許可しません。
理由

南房総市教育委員会

印

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、南房総市を被告として（訴訟において南房総市を代表する者は南房総市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。